

○国立大学法人筑波技術大学ハラスメントの防止に関する規程

〔平成17年10月3日〕
規程第55号

最終改正 平成28年12月21日規程第36号

国立大学法人筑波技術大学ハラスメントの防止に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学職員就業規則（平成17年規則第5号）第35条及び国立大学法人筑波技術大学契約職員就業規則（平成17年規則第6号）第29条の規定に基づき、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置(以下「ハラスメントの防止等」という。)に関し、必要な事項を定めることにより、国立大学法人筑波技術大学（以下「本学」という。）における公正な雇用管理の確保、職員の利益の保護及び職員の職務能率の発揮を図るとともに、併せて職員及び学生の就労上又は修学上の適正な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ハラスメント 次に掲げるものをいう。

ア セクシュアル・ハラスメント 職員が他の職員、学生及び関係者を不快にさせ、又は関係者が職員及び学生を不快にさせる性的な関心若しくは欲求に基づく言動並びに性別により役割を分担すべきとする意識に基づく言動をいう。

イ アカデミック・ハラスメント 職員がその職務上の地位又は権限を不当に利用して他の職員及び学生に対して行う研究上若しくは教育上又は修学上の不適切な言動をいう。

ウ パワー・ハラスメント 職員が職務上の地位又は権限を不当に利用して他の職員に対して行う就労上の不適切な言動をいう。

エ 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント 職員が他の職員に対して、妊娠、出産、育児休業、介護休業等の制度や措置の利用を理由として、不適切な言動等を行うことにより、職員の就業環境を害することをいう。

オ その他のハラスメント 職員が他の職員及び学生に対して、個人的属性等を理由に不適切な言動又は差別的な取扱いを行うことにより、職員及び学生に精神的苦痛を与えることをいう。

(2) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのため職員の就労上又は学生の修学上の環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して職員が就労上又は学生が修学上の不利益を受けることをいう。

(3) 職員 本学に勤務する全ての職員をいう。

(4) 学生 学生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生等本学において修学する者をい

う。

(5) 関係者 学生の家族、取引関係業者等の法人との関係を有する者をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、本学におけるハラスメントの防止等に関する業務を総括する。

(監督者の責務)

第4条 職員を管理・監督する地位にある者は、次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

(1) 日常の執務を通じた指導・助言により、ハラスメントに関し、職員の注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせること。

(2) 職員の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が職場において生じることのないよう配慮すること。

(職員の責務)

第5条 職員は、この規程及び別に定める指針に従い、ハラスメントをしないように注意するとともに、ハラスメントを排除するよう努めなければならない。

(啓発活動及び研修等)

第6条 本学は、ハラスメントの防止等のため、職員に対し、パンフレットの配布、ポスターの掲示、意識調査等により啓発活動を行うものとする。

2 本学は、ハラスメントの防止等を図るため、職員に対し、必要な研修等を実施するものとする。

(苦情相談窓口)

第7条 ハラスメントに関する苦情の申出及び相談(以下「苦情相談」という。)が職員、学生及び関係者(以下「職員等」という。)からなされた場合に対応するため、苦情相談窓口を置く。

2 苦情相談窓口は、ハラスメント等の人権侵害の問題等に関する苦情相談に対応するため、人権問題等委員会に置かれる苦情相談窓口とする。

(必要な措置)

第8条 ハラスメント等の行為の事実関係があり、処分又は就労、教育若しくは研究環境の改善を行うことが必要であると認められた場合は、学長は、必要な措置を講じるものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第9条 本学は、ハラスメントに対する苦情相談、当該苦情に係る調査への協力、その他ハラスメントに関して正当な対応をした職員等に対し、そのことをもって、不利益な取扱いをしてはならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年10月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。